

主催者あいさつ

財団法人人権教育啓発推進センター

理事長 横田 洋三

昨年3月11日に発生しました東日本大震災におきまして亡くなられた方々、ご遺族の皆様に対しまして、深くお悔やみを申し上げます。

また、被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

あいさつに先立ちまして、このたびの被災により尊い命をなくされた方々のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために、黙祷を捧げたいと存じます。

皆様、恐れ入りますが、お立ちになれる方は、ご起立をお願いいたします。

それでは、黙祷をお願いいたします。

黙祷を終わります。ご着席ください。

それでは、主催者の法務省及び財団法人人権教育啓発推進センターを代表いたしまして、理事長であります私、横田洋三から一言ごあいさつ申し上げます。

皆様、本日はお忙しい中、また週末の休日という貴重なお時間にもかかわらず、この「震災と人権」をテーマとする「人権シンポジウム in 仙台」にご参集いただきまして、心より感謝申し上げます。

このたびの大規模な地震、津波、そして原発事故は、多くの方々の命を奪い、財産を奪いました。また、震災により仕事を失い、仮住まいを強いられている方々がたくさんおられます。本日、この会場にもそのような方、あるいはご家族、ご親戚、ご友人・知人の方々がそうした被害に遭われたという方も、少なからずここにおられると思います。

従来、このような大きな災害による被害というものは、人道問題というとらえ方が行われてきました。人道問題ということは、被災された方に対して、それ以外の方々が善意と好意によって支援の手を差し伸べる、あるいは、国や自治体はできるだけだけの努力をして支援をする、といったような問題のとらえ方でありました。

実際、この度の震災におきましても、行政はもとより、日本全国、いや、むしろ全世界から、様々な支援が災害直後から被災地に届けられました。しかし、災害が発生して本日でちょうど11か月たちましたが、いまだに多くの方々が家をなくし、職場を失い、生活の基盤を断たれ、十分な医療や介護が受けられず、不便な生活を強いられ、将来の生活の見通しが立たないまま不安な日々を送っておられます。これは、生命に対する権利、住居に対する権利、働く権利、健康で文化的な生活を営む権利、こういった基本的な人権の侵害された状況が続いているということの意味します。言いかえますと、この状況は、単に人道問題として、人の善意や好意だけで対応できるという問題ではありません。むしろ人権が侵害されている状況だという認識のもとに、直ちに適切な支援が、そして救援の手が、行政や多くの社会の構成員である私たちから被災者の方々に届けられなければいけない、そのような問題であると思います。

このような大きな人権侵害の問題を目の当たりにして、震災が起こって1年が経とうとしている今、この被災地の一つである東北の仙台において、「震災と人権」をテーマとする人権シンポジウムを開くということは、一層意義の深いものがあると思います。

本日は、パネリストに、この問題を議論する際に大変適した方々をお願いして、ご登壇いただくこととなります。そして、その前には、震災を経験した子どもたちの直の声を、絵と言葉で聞く機会も用意させていただきました。こういったものを通して、皆様とご一緒に、震災と人権という大切なテーマを考えていきたいと思っております。

主催者を代表しまして、ごあいさつさせていただきました。